

「(仮称) 久喜市パートナーシップ宣誓制度」の考え方(骨子案)に対する意見

項目	内容
全 体	<p>(1) さいたま市を始め、現在 100 以上の自治体で導入されており、性的少数者の利益のために早期の制度導入を目指したほうが良い(同様の意見他 1 件)。</p> <p>(2) 私たち一人ひとりが、性的マイノリティに関する正しい理解や知識を身につけ、家族や友人などの身近な人から広めていくことも大切と考える。</p> <p>(3) マイノリティの方々を許容できない、受け入れない社会が問題である。制度を導入し、生きづらさを抱える人が少しでも少なくなる久喜市になってほしい。</p> <p>(4) パートナーシップを解消する場合の手続きの想定は(同様の意見他 1 件)。</p> <p>(5) 「性の多様性に関する取組み」の①啓発・教育、②支援のうちの支援事業の一つとしてパートナーシップ宣誓制度の導入があると思うが、その点について盛り込むべきではないか。</p> <p>(6) 先進事例を参考にしていると思うが、久喜市の独自性を打ち出すべきではないか。</p> <p>(7) 骨子案中の言葉の定義があいまいである。もっとも重要な単語である「性的少数者」や「パートナーシップ」については、初めに久喜市としての定義、対象者をしっかりと定め、明記すべきである。</p> <p>(8) 宣誓の方法など、宣誓制度を少しイメージできるような説明を加えてはどうか。</p> <p>(9) 第 2 回審議会後にさらに検討を加え、久喜市の「考え方」がまとまったら、ぜひ市民の意見聴取(パブリックコメント)を行ってほしい。</p> <p>(10) 市民、当事者、議員等のコンセンサスが必要。</p> <p>(11) 条例にするのか、要綱にするのか。</p> <p>(12) ジェンダーギャップ解消には多くのテーマがあるが、パートナーシップ宣誓制度創設を先行する理由は。</p>
1. 検討の経緯 2. 制度の背景	<p>(1) 同じような内容で違いがわからない。併せる形で「検討の経緯」とした方がわかりやすいのではないか。</p> <p>(2) 提示しているアンケート結果の抜粋内容は好ましくないと思う。市民の意見であるアンケート結果により、久喜市が制度を導入するという印象を与えかねない。久喜市の積極的な姿勢を示すべきであり、その根拠として、市民の意見である結果を活用したほうがスマートである。ここでは必要な施策等について伺った項目を入れ、問 16-2 は、その項目の後に示す方が効果的ではないか。</p>

3. 制度の趣旨	<p>(1)「趣旨」は「目的」なので、制定予定の要綱の第1条に盛り込むような内容になる。何のためにこの制度を導入するのかを書くべきである。</p> <p>(2) 骨子案の趣旨は必須内容だが、「制度の概要」である。</p> <p>(3)「～現行法制度の影響を受けるものではなく」は、「～影響を与えるものではなく」の誤りではないか。また「法的効力は生じません」はわかりにくいので、補足してはどうか。</p> <p>(4)「～社会的な理解の促進につなげます」は、「～促進を目指します」で良いのではないか。</p>
4. 宣誓を行うことができる方の要件	<p>(1) 民法では令和4年から成年の年齢の引き下げが予定されているが、要件にある「成年」とは、民法の規定と同様か。</p> <p>(2) 双方ではなく、片方が市内に住所を有していれば良いと感じる。</p> <p>(3) 市内への転入予定には、期限があるのか。</p> <p>(4) 要件として「同一世帯であること、もしくはその予定であること」を追加してはどうか。</p> <p>(5) 配偶者とは。</p> <p>(6) 以前に他の者とパートナーシップを宣誓し、その後、解消した方は救えないのか。</p> <p>(7) 他にパートナー関係の人がいても、宣誓をしていなければよいのか。</p> <p>(8) 近親者とは。</p>
5. 必要書類	<p>(1)「確認に必要な書類」とは、本人確認書類のことか。きちんと明記すべき。</p>
6. 交付する書類	<p>(1) 証明書と証明カードについて案があるのか。「携帯用」などの説明を加えてはどうか。</p>
7. その他	<p>(1) 周知、啓発の対象は、市民と事業者だけか。啓発の対象に、市職員及び教職員を加えてはいかがか。</p> <p>(2) 対外的な働きかけの記載は困難と考えるが、市役所各課が連携して受けられる行政サービスの検討や実施については記載しないのか。</p> <p>(3) 支援策をどこまで行うのか。公営住宅や賃貸住宅への入居、病院での手術や入院時の付き添い、携帯電話料金、各種運賃・入場料などの家族割引、生命保険金の受取りなど。</p> <p>(4)すでに制度を導入している自治体間での連携はぜひ行うべきだと思うが、「連携します」や「努めます」などの表記で良いのではないか。また、「相互利用」とは何を想定しているのか。「～進んだ場合は」と記載する必要があるのか。(同様の意見他1件)。</p> <p>(5) 法的拘束力や強制力はないが、条例に違反した場合、是正勧告や事業者名公表などの措置をとる自治体もある。どう考えるか。</p> <p>(6) 証明書発行を無料とする自治体や、事実婚の異性カップルにも制度を適用する自治体もあるが、どう考えるか。</p> <p>(7) 当事者の方々が、社会生活の中で具体的な効果が得られるようにならなければ、制度は利用されないのではないか。</p>

